

第22期第17回網走海区漁業調整委員会議事録

- 1 開催日時 令和5年3月10日（金） 13時30分～14時00分
- 2 開催場所 佐呂間漁業協同組合 会議室
- 3 出席委員 横内武久、高桑康文、川口和良、元角文雄、
石塚治、石本武男、阿部興志輝、大澤真人、
深山和彦、新谷哲也、馬場浩一（以上11名）
- 4 欠席委員 片川隆市、飯田弘明、鈴木英樹(以上3名)
- 5 臨席者 オホーツク総合振興局産業振興部 漁業管理係長 村上寿一
- 6 事務局 網走海区漁業調整委員会 事務局 長 渡邊修司
主 事 近藤隆嗣

7 議題

- 議案第1号 知事許可漁業に係る制限措置の内容及び申請すべき期間等について（答申）
- 議案第2号 特定水産資源に関する令和5年管理年度における漁獲可能量の当初配分案等について（答申）
- 議案第3号 漁場計画（第8次海面共同漁業権・第15次海面区画漁業権）の最終案策定について

事務局 長 定刻となりましたので、ただ今から、第22期第17回網走海区漁業調整委員会を開催したいと思います。初めに横内会長より、ご挨拶を申し上げます。

会 長 開催にあたりまして、一言、ご挨拶を申し上げます。
お忙しい時期にも関わらず、オホーツク総合振興局から村上漁業管理係長のご臨席を賜り、厚くお礼申し上げます。

3月に入り、ようやく、寒さも幾分、緩んで参りました。まだ、沖には流水がありますが、間もなく海明けを迎え、各浜でケガニ漁やホタテの漁場造成などが始まることと思います。

昨年の管内は、ホタテガイの豊漁と高単価に支えられたほか、秋さけも久しぶりの好漁となり、800億円を大きく上回る、史上最高の水揚金額となりました。

その一方で、カラフトマスは二年続けての不漁となったほか、今年に入って

は、網走の冬の風物詩ともなっている網走湖のワカサギ漁が、資源量が芳しくなく漁期途中で休漁となるなど、漁業種類による格差も目立ってきております。今後、様々な漁業が始まっていくものと思いますが、いずれの漁業も豊漁となることを切に願うところです。

さて、本日の委員会ですが、議案が3件、協議事項が1件となっております。委員の皆様には、積極的なご発言と合わせて、円滑な審議へのご協力をお願い申し上げます。本日は、よろしくお願いいたします。

事務局長 次に、本日の委員会にご臨席されている方を、ご紹介いたします。オホーツク総合振興局 村上漁業管理係長です。

次に、出席人員の報告をします。定員14名中、本日の出席委員は11名で、定足数に達していますので、本日の委員会は成立いたします。それでは、会長を議長といたしまして、本日の議事進行をお願いいたします。

会長、よろしくお願いいたします。

会 長 それでは、これより会議に入ります。まず、議事録署名委員の選出についてですが、慣例により、私から指名してよろしいでしょうか。

一 同 異議なし

会 長 それでは、石塚委員と石本委員に議事録の署名をお願いいたします。

2 議 事

会 長 では、これより議事に入ります。議案第1号、「知事許可漁業に係る制限措置の内容及び申請すべき期間等について」上程します。事務局から内容を説明してください。

事務局長 議案第1号についてご説明いたします。資料をご覧ください。議案第1号は、さんま棒受け網漁業（オホーツク海海域）、いか釣り漁業（北海道沖合海域・道内者、道外者）、いるか突棒漁業（北海道沖合海域、道内者）に係る制限措置の内容及び申請すべき期間等についての答申となります。

これらの漁業は、資料の表紙、中段の表のとおりで許可期間が満了となることから、許可の更新が必要となりますが、漁業法の改正に伴い、都道府県知事が漁業の許可を行う場合、「制限措置の内容」及び「申請すべき期間」を公示することとされております。

この公示にあたっては事前に、関係漁業調整委員会に意見を聴かなければならないこととされていることから、資料1ページ目のとおり、北海道知事から網走海区漁業調整委員会に諮問がございました。

各漁業の制限措置の内容等については、振興局から説明いたしますので、よろしくご審議願います。

知事許可漁業に係る制限措置の内容及び申請すべき期間について、説明させていただきます。

漁業管理係長

4ページをご覧ください。さんま棒受け網漁業（オホーツク海海域）になります。（1）漁業種類は、さんま棒受け網漁業。（2）操業区域は、記載のとおりで、現許可から変更はありません。（3）漁業時期は、記載のとおりで、現許可から変更はありません。（4）許可等をすべき船舶等の数は、記載のとおりで、漁業調整の観点並びに既存漁業者の漁業の継続性を考慮した許可隻数としております。（5）船舶の総トン数は、記載のとおりで、現許可から変更はありません。（6）漁業を営む者の資格は、宗谷総合振興局管内に住所を有する者と北海道に住所を有する者としております。（7）申請すべき期間は、漁業法第42条第2項及び北海道漁業調整規則第12条第2項の規定により、1月（ひとつき）を下らないこととなっており、令和5年5月2日から同年6月1日までを予定しております。備考欄にその他、参考事項として、許可等の有効期間、申請書提出先、許可に付す予定の条件について、記載しておりますので、後ほどお目通し願います。

次に6ページから8ページをご覧ください。いか釣り漁業の道内者になります。（1）漁業種類は、いか釣り漁業。（2）操業区域は、記載のとおり。（3）漁業時期は、10ページのとおり各海域ごとの期間となっており、現許可から変更はありません。（4）許可等をすべき船舶等の数は、記載のとおりで、漁業調整の観点並びに既存漁業者の漁業の継続性を考慮した許可隻数としております（5）船舶の総トン数は、30トン未満で、現許可から変更はありません。（6）漁業を営む者の資格は、北海道に住所を有する者と操業区域に面する北海道内の港に所在する漁業協同組合の陸揚げ同意が得られている者であることとしております。（7）申請すべき期間は、令和5年3月28日から同年4月27日までを予定しております。備考欄にその他、参考事項として、許可等の有効期間、申請書提出先、許可に付す予定の条件について、記載しておりますので、後ほどお目通し願います。

次に11ページから13ページをご覧ください。いか釣り漁業の道外者になります。（1）漁業種類は、いか釣り漁業。（2）操業区域は、記載のとおり、現許可から変更はありません。（3）漁業時期は、14ページのとおり各海域ごとの期間となっており、現許可から変更はありません。（4）許可等をすべき船舶等の数は、記載のとおりで、漁業調整の観点並びに既存漁業者の漁業の継続性を考慮した許可隻数としております（5）船舶の総トン数は、30トン未満で、現許可から変更はありません。（6）漁業を営む者の資格は、北海道に住所を有する者と操業区域に面する北海道内の港に所在する漁業協同組合の陸揚げ同意が得られている者であることとしております。（7）申請すべき期間は、令和5年3月28日から同年4月27日までを予定しております。備考欄にその他、参考事項として、許可等の有効期間、申請書提出先、許可に付す予定の条件について、記載しておりますので、後ほどお目通し願います。

次に15ページをご覧ください。いるか突棒漁業になります。(1)漁業種類は、いるか突棒漁業。(2)操業区域は、北海道沖合海域。(3)漁業時期は、8月1日から10月31日まで及び翌年5月1日から6月15日までで、現許可から変更はありません。(4)許可等をすべき船舶等の数は、6隻で現許可から変更ありません。(5)船舶の総トン数は、20トン未満。(6)漁業を営む者の資格は、北海道に住所を有する者としております。(7)申請すべき期間は、令和5年5月30日から同年6月29日までとしております。備考欄にその他、参考事項として、許可等の有効期間、申請書提出先、許可に付す予定の条件について、記載しておりますので、後ほどお目通し願います。

ただいま、説明した許可について、前回公示と今回の公示での変更点について、17ページから22ページに記載しておりますので、後ほどお目通し願います。

資料の16ページをご覧ください。諮問した知事許可漁業のうち、さんま棒受け網漁業(オホーツク海海域)、いか釣り漁業の道内者は、漁業法改正後、今回が初めての更新となります。許可等の基準は、新規の許可において、公示により申請を募集した結果、公示隻数を超える申請があり、適格性の審査を経てなお公示隻数を超える場合に、当該知事許可の状況を勘案して、許可する者をどのように決めていくかの基準となるもので、この基準も公平でなければならないとされています。

この基準を定める際には、関係する海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならないと漁業法並びに調整規則において規定されています。

この許可の基準は、当該知事許可漁業の状況を勘案して定められる規定になっているので、漁業ごとで設定できますが、現在のところ全ての漁業で共通した内容としています。

内容について説明いたします。第1位、第2位は許可を受けた操業の実績者で、漁業法等に違反がある者で規則第11条第1項第1号に該当しない者第3位許可の受有者(操業の実績がない者)第4位 許可の受有者(操業の実績がない者)で、漁業法等に違反がある者で規則第11条第1項第1号に該当しない者第5位、現に有効な許可を受けていない者で、申請者の漁業経験、住所要件を勘案した配点方式により合計点数の高い者から許可者を決定。決まらない場合(合計点数が同数)には、くじ引きにより決定します。この許可の基準も、制限措置と同様に公平な基準でなければならないが、道としては、北海道の漁業には、既存漁業者(許可受有者)の安定的・継続的な経営が最も重要と考えています。このため、許可の基準では、まず、第一に許可受有者を優先的に許可した上、それでも公示枠を超える状況にあれば、操業区域に関連する地域における漁業生産力を維持していく観点から、申請者の住所要件と漁業経験により優先的に許可する考えです。

以上、諮問内容の説明につきましては、以上となりますので、ご審議の程、よろしくお願い申し上げます。

ただ今の説明について、ご質問やご意見はありませんか。

会 長

発言なし

一 同

特に無い様ですので、道から諮問された原案については、この内容のとおり承認することとし、その旨、知事に答申することで、よろしいでしょうか。

会 長

異議なし

一 同

それでは、そのように決定します。次に、議案第2号、「特定水産資源に関する令和5管理年度における漁獲可能量の当初配分案等について」上程します。事務局から内容を説明してください。

会 長

事務局長

議案第2号についてご説明いたします。資料をご覧ください。
特定水産資源とは、いわゆるTAC魚種のことです。毎年、各魚種の漁期等に合わせた管理年度期間の漁獲可能量を定めております。

今回は令和5管理年度の「くろまぐろ」の「小型魚」と「大型魚」、「すけとうだら」「太平洋系群」、「日本海 北部系群」、「オホーツク海南部」、「根室海峡」とするめいかの漁獲可能量の当初配分を決定するために、関係海区委員会の意見を聴く必要があることから諮問を受けております。

資料1ページが、北海道知事から網走海区漁業調整委員会への諮問文となります。当初配分案の詳細については、振興局水産課より説明いたしますので、よろしくご審議ねがいます。

漁業管理係長

「特定水産資源に関する令和5管理年度における漁獲可能量の当初配分案等について」、諮問の内容について説明いたします。

始めに、諮問文をご覧ください。諮問の内容は、漁業法第16条第1項の規定に基づき、特定水産資源（くろまぐろ、すけとうだら、するめいか）に関する令和5管理年度における漁獲可能量を別紙1のとおり定めるため、同条第2項の規定に基づき、委員会の意見を聴くもので、対象は令和5年4月から令和6年3月までの管理期間となるクロマグロ、スケトウダラ、スルメイカの3魚種になります。また、国の留保からの追加配分等に伴う漁獲可能量の変更について、別紙2の取扱いとするため、同条第5項において準用する第2項の規定により、併せて委員会の意見を聴くものです。まず、令和5管理年度のTAC及びその配分について、ご説明いたします。

諮問文の別紙1に知事が定め、公表しようとする知事管理漁獲可能量案をお示ししておりますが、詳細につきましては、魚種ごとに順次説明して参ります。

まず7ページの資料1-1「令和5年のTACについて」をご覧ください。

これは、2月13日に開催された「水産政策審議会 資源管理分科会」を経て国から示された、スケトウダラ及びスルメイカの令和5管理年度における漁獲可能量（TAC）の当初配分に基づき「北海道」に定められた、数量の概要などを示したものです。

まず、すけとうだら太平洋系群ですが、MSYを達成する親魚量は22.8万トンのところ、2021年の平均親魚量は45.7万トンでMSYを上回る資源状態となっております。令和5管理年度のTACは、3年間固定の3年目で令和4管理年度と同じ17万トン、大臣許可漁業（沖合底びき網漁業）への配分が99,700トン、北海道漁獲可能量は、69,100トンと、こちらも前年と同量です。

次に、日本海北部系群ですが、MSYを達成する親魚量は38万トン、限界管理基準値は17.1万トン、2021年の親魚量は10.3万トンで限界管理基準値を下回る資源状態となっておりますが、資源評価の結果、親魚量が増加したことにより、資源管理基本方針の漁獲シナリオに基づき令和5管理年度のTACは15,300トンで、大臣許可漁業（沖合底びき網漁業）への配分が8,300トン、北海道漁獲可能量は6,900トンとなっております。

また、前年のTAC未利用分について、当初配分の5%を上限に繰り越しが可能です。

次に、「オホーツク海南部」及び「根室海峡」の両海域の資源については、ロシア水域とのまたがり資源であることから、MSYは算定されておらず、資源状況が良好な場合に対応できる数量として、近年の最大漁獲量を考慮して漁獲可能量が算定されております。

いずれも前年と同量で、令和5管理年度のTACは「オホーツク海南部」は、5万8千トンで北海道漁獲可能量は現行水準、「根室海峡」は1万5千トンで全量が北海道漁獲可能量となっております。次に、するめいかですが、冬季発生系群と秋季発生系群がありますが、TAC管理上は全国で両系群を合わせて一本の管理が行われています。冬季発生系群のMSYを達成する親魚量（目標管理基準値）は23万4千トンのところ、2021年の親魚量は4万8千トンで、限界管理基準値を下回る資源状況、また、秋季発生系群のMSYを達成する親魚量は32万9千トンのところ、2021年の親魚量は23万9千トンで目標管理基準値を下回る資源状態となっております。するめいかは、令和4管理年度から3年間の漁獲量固定シナリオが採択されており、令和5管理年度は令和4管理年度と同様に、両系群の合計値の79,200トンが、令和5年のTACとして設定されています。

また、大臣許可漁業（いか釣り漁業、沖合底びき網漁業、大中型まき網漁業）への配分が49,900トン、北海道漁獲可能量は前年同の5,600トンとなっております。

なお、大臣許可漁業のいか釣り漁業では、令和5管理年度から法に基づくIQ管理が行われます。IQ管理区分には国の留保からの期中の追加配分は原則行わないこととしていることから、期首に予めIQ管理区分に一定数量を追加配分することとしており、それにより、大臣管理漁業への配分は50,700トンとなっております。

するめいかについては、最新の資源評価の結果、今の漁獲シナリオを継続すると資源が崩壊する懸念が研究機関から示されていることから、今後、ステークホルダー会合を開催するなど、漁獲シナリオの見直しが行われる見込みとのことです。クロマグロについては別途ご説明させていただきます。

次に、資源ごとの道内配分の考え方について説明いたします。まず、8ペー

ジの資料1-2【すけとうだら】をご覧ください。②「日本海北部系群」、「太平洋系群」、「根室海峡」は、国から示された数量を配分し、「オホーツク海南部」は国からの配分どおり現行水準とします。なお、根室海峡は管理区分が一つですので、1万5千トン全量を根室海峡漁業へと配分します。③「日本海北部系群」及び「太平洋系群」は、知事許可漁業である「すけとうだら固定式刺し網漁業」及び「すけとうだらはえ縄漁業」に数量配分し、待網漁法である定置網漁業などの「その他漁業」については、現行水準とします。④「日本海北部系群」における「すけとうだら日本海漁業」と「その他漁業」への配分は、「令和2年までの直近3カ年の平均採捕量比率」と「前年当初TACの配分比率」を1:1で案分した比率により配分し、すけとうだら漁業は5,560トンとします。⑤「太平洋系群」における「道南太平洋海域」と「道東太平洋海域」への配分及び道東太平洋海域の「すけとうだら漁業」と「その他漁業」への配分については、「平成29年から令和元年までの直近3カ年の平均採捕数量の比率」と「令和2年のTACの配分比率」を1:1で案分した比率により配分することとしており、いずれも令和4管理年度と同量で、道南太平洋全体が63,900トン、道東太平洋のすけとうだら漁業が2,300トンとしております。また、道南太平洋海域における63,900トンの「すけとうだら漁業」と「その他漁業」への配分については、平成29年1月16日付け漁管第1800号で定めた「太平洋海域におけるすけとうだらTACの有効利用について」に基づき配分し、道南太平洋のすけとうだら漁業を46,400トンとします。これら配分の具体的な内容と現行水準管理区分の目安の数量は、資料1-2の別紙に基礎となる数字をお示ししていますので、後ほどお目通しください。

次に、11ページの資料1-3【するめいか】をご覧ください。するめいかは、令和4管理年度から、数量明示による管理へと移行しましたが、引き続き、海域や漁業種類によって管理区分を分けない総量管理とし、5,600トン全量を、北海道するめいかを採捕する漁業に配分することとします。なお、昨年度に現行水準から数量明示となった経緯や、漁獲が積み上がった際の国の留保からの自動配分等については、15ページの資料1-7に詳細を記載しておりますので、後ほどお目通し願います。

続きまして、くろまぐろについて12ページの資料1-4をご覧ください。くろまぐろについては、令和4管理年度に、これまでのTACを遵守することを重視した管理から、TACを有効利用する管理へと見直しを行い、令和3管理年度まで詳細に分けていた管理区分を、小型魚、大型魚それぞれで一つの管理区分による総量管理とし、漁業法に基づく認定協定において海域別の管理を行う体制としております。

詳細な経緯と内容は14ページの資料1-6に記載しているので後ほどお目通しいただければと思います。

このため、令和5管理年度におけるTACは、国から示された北海道漁獲可能量、小型魚17.6トン、大型魚319.6トンを、それぞれ全量を「くろまぐろを採捕する漁業」に配分することとしております。

小型魚につきましては、過去の超過分の残り123.2トンを当初配分128トンから差し引き、4.8トンが差し引き後の当初配分数量となりますが、

操業に支障を来すことから混獲管理用として国の留保から12.8トンが暫定的に追加され、17.6トンが当初で配分されています。

ただし、今後、令和4管理年度の繰越数量が確定し、4月下旬以降に国の留保からの追加配分がある見込みですが、その際、混獲管理用の12.8トンは国の留保に返還することとなりますが、北海道への配慮ということで前年同様に増枠見合い分の15トンについては、改めて国から追加配分される予定となっております。

なお、62ページの参考資料3に水産政策審議会で決定された「令和5管理年度のくろまぐろの漁獲可能量の当初配分について」、69ページの参考資料4に一昨年前の水産政策審議会で決定された「令和4管理年度以降のくろまぐろの漁獲可能量の配分の考え方について」を添付しております。国から各都道府県や大臣許可漁業への配分の考え方が示されておりますので、後ほどお目通し願います。

13ページに資料2-5として「令和4年と令和5年の配分量の比較について」を添付しておりますので参考としてください。

また、参考資料として水産政策審議会で説明された資源評価結果と当初配分案に係る資料を添付しておりますので、必要に応じてお目通し願います。

最後に資料は戻りますが、4ページの別紙2、「国の留保からの追加配分等に伴う漁獲可能量の変更について」をご覧ください。

漁獲可能量の変更につきましては、漁業法第16条第5項において準用する同条第2項の規定に基づき、関係海区漁業調整委員会の意見を聴くこととされておりますが、これまで、まいわし太平洋系群、くろまぐろ（小型魚）、くろまぐろ（大型魚）、すけとうだら太平洋系群、すけとうだら日本海北部系群及びするめいかの漁獲可能量の配分の変更にあたっては、操業に影響が出ないよう配分の迅速性を確保するために、予め行政庁の恣意性のない機械的な配分手法を定め、事前に関係海区漁業調整委員会の意見を聴いた上で同意を得ておくことで、事後報告で対応できるとされてきたところです。

また、すけとうだら根室海峡につきましても、期中改訂による追加配分の可能性があり、その場合、迅速な配分が必要となることから、これら資源につきまして、令和5管理年度においても同様に、予め配分方法を定めて事前に海区漁業調整委員会の意見をお聞きし、同意を得て迅速な配分に努めたいと考えております。

2. 今後の取扱いをご覧ください。（1）まいわし太平洋系群に係る国の留保からの追加配分及び融通については、全量を北海道漁獲可能量へ配分することとする。（2）くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）に係る国からの追加配分（繰越し及び国の留保からの配分を含む。）及び融通については、全量を北海道くろまぐろ漁業から加除することとする。（3）すけとうだら太平洋系群の大量来遊ルールに係る追加配分に関しては、全量を北海道すけとうだら道南太平洋漁業に配分することとする。（4）すけとうだら日本海系群の繰越しに係る漁獲可能量の追加配分に関しては、全量を北海道すけとうだら日本海漁業に配分することとする。（5）すけとうだら太平洋系群及びすけとうだら日本海北部系群に係る融通に伴う配分数量の変更については、全量を北海道の留保枠とする。（6）すけとうだら根室海峡に係る期中改定に伴う配分数量

量の変更については、全量を北海道すけとうだら根室海峡漁業に配分することとする。(7)するめいかに係る国の留保からの追加配分及び融通については、全量を北海道するめいかを採捕する漁業から加除することとする。これら、いずれも北海道資源管理方針別紙の規定に基づく、知事の裁量の余地のない機械的な変更であることから、迅速配分のため関係海区漁業調整委員会には事後報告で対応させていただきたいと考えております。

長くなりましたが、以上で諮問内容の説明を終わらせていただきます。ご審議の程、よろしくお願い申し上げます。

ただ今の説明について、ご質問やご意見はありませんか。

会 長

発言なし

一 同

特に無い様ですので、道から諮問された原案については、この内容のとおり承認することとし、その旨、知事に答申することで、よろしいでしょうか。

会 長

異議なし

一 同

それでは、そのように決定します。

会 長

次に、議案第3号「漁場計画（第8次海面共同漁業権・第15次海面区画漁業権）の最終案策定について」上程します。事務局から内容を説明してください。

事務局長

議案第3号についてご説明いたします。資料をご覧ください。議案第3号は、第8次海面共同漁業権と第15次海面区画漁業権の最終案の策定に係る協議となります。

第7次海面共同漁業権と第14次海面区画漁業権は、令和5年8月31日に免許期間が満了となることから、道において令和4年8月10日付けで「漁業権切替方針」と「漁業権切替方針の運用」が策定されたところであります。この「漁業権切替方針」におきまして、海面全体が最大限に活用されるよう海区漁場計画の策定を取り進めることとされました。

また漁場計画を円滑に策定するために、令和4年9月2日付けで「漁場計画策定要領」が制定され、この要領で漁場計画の策定のあたり、「草案」、「素案」、「振興局最終案」、「原案」、「案」の5段階に分けて検討するものとしております。今回、協議していただくのは「振興局最終案」となります。前回までの漁業権切替では、漁場計画は海区委員会で作成し、道に提出する流れとなっておりましたが、今回の切替では漁業法が改正されたことに伴い、「漁場計画策定要領」において、総合振興局長が委員会との意見交換など緊密な連絡のもと検討を加え作成し、水産林務部長に提出するものとする。」とされております。

これにより、資料1ページにありますとおりオホーツク総合振興局長から最

終案についての協議がございました。草案の内容につきましては、オホーツク総合振興局水産課から説明いたしますので、よろしくご検討願います。

議案第3号の漁場計画（共同漁業権・区画漁業権）の最終案策定について、説明します。

漁業管理係長 令和5年1月30日の第22期第16回網走海区漁業調整委員会で、第8次海面共同漁業権及び第15次海面区画漁業権の漁場計画の素案について、協議していただきました。協議していただいた結果を踏まえ、令和5年2月17日付けで水産林務部漁業管理課へ素案を提出したところです。水産林務部漁業管理課から、令和5年3月7日付けで共同漁業権及び区画漁業権の素案に対する回答を受け、振興局最終案を策定し、網走海区漁業調整委員会へ協議するものです。最終案の内容の前に素案に対する回答として16ページから29ページに添付しております。

網海共第1号から第40号までと雄海区第1号から斜海区第1号までに関して、特段支障なしとの回答を受けております。なお、関係地区に関しては関係する漁業協同組合と検討のうえ、振興局で整理したいと思います。

次に第7次共同漁業権及び第14次区画漁業権に係る漁業法第62条第2項に規定する漁業権の適切かつ有効な活用に関して、各漁業協同組合の共通として行使実績がない魚種と漁業に関して次期漁業権においても存続を希望する漁業については、今後の行使の見込みや資源管理の考え方等を関係漁業協同組合からの資料を基に振興局で整理し、本庁に提出しております。

漁業管理課からは一部で全く活用されていない共同漁業権があるものの合理的な理由のもと活用されていないものと判断し、全て活用漁業権とされております。

それでは、最終案の内容になります。資料は1ページをご覧ください。令和5年3月8日付けオ水産第1830号で網走海区漁業調整委員会会長へ第8次海面共同漁業権と第15次区画漁業権の最終案策定の協議をしております。内容については、素案から変更はございませんが、簡単に説明いたします。1枚めくっていただき、漁場計画の策定に係る振興局の考え方ですが、こちらにつきましては素案から変更はありませんので、後ほどお目通し願います。次に漁場計画の素案の内容になります。3ページから9ページが海面共同漁業権の漁場計画草案、10ページと11ページが第一種共同漁業権と第二種共同漁業権の漁場図12ページが区画漁業権の漁場計画草案、13ページと14ページが区画漁業権の漁場図となっております。3ページに戻ってください。共同漁業権の漁場計画の最終案になります。素案から漁業の名称等に変更点はございませんが、西網走漁協の関係地区に関して、能取湖を取り囲む地区に修正しております。なお、能取湖の関係地区については、最終案を漁業管理課へ提出するまでの間に西網走漁協と最終的に検討し、変更する場合がありますので、ご了承願います。

これら以外の漁業権については、素案から内容の変更点はありませんので、個別の説明について省略させていただき、詳細は後ほどお目通しいただければと思います。

続いて、12ページの区画漁業権の漁場計画の最終案になります。素案から漁業の名称等に変更点はございませんので、個別の説明について省略させていただきます。詳細は後ほどお目通しいただければと思います。

今後の共同及び区画漁業権の切替作業については、今回ご審議いただいた振興局最終案を道に提出したうえで、道が原案を作成し、漁業法64条に基づく利害関係者の意見聴取を行うこととなります。

その後、道において利害関係人からの意見に対する検討結果を踏まえ、道が原案を検討のうえ、案を作成し、海区委員会に諮問することになります。

以上で、簡単ではありますが、説明を終わらせていただきますので、共同漁業権及び区画漁業権の振興局最終案について、ご協議願います。

ただ今説明がありましたが、委員の皆さんからご質問やご意見はありませんか。

会 長

発言なし

一 同

特に無い様ですので、道から諮問された原案については、この内容のとおり承認することとし、その旨を知事に答申することで、よろしいでしょうか。

会 長

異議なし

一 同

それでは、そのように決定します。以上で、本日、予定していた議題は、全て終了しました。それでは、「その他」として、委員の皆さんから、何かご発言はありますか。

会 長

発言なし

一 同

3 閉 会

会 長

それでは、これで本日の委員会を終了いたします。なお、引き続き網走海区漁業調整委員会協議会を開催したいと思いますので、委員の皆様は、そのままご着席してお待ちください。

終 了

